

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年10月2日

収支等命令者

佐賀県立佐賀工業高等学校長 原口 哲哉

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 ネットワーク実習装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による
- (3) 入札条件等 入札条件書による
- (4) 納入期限 令和7年1月31日（金）
- (5) 納入場所 佐賀県立佐賀工業高等学校 電子・情報実習棟2階 情報応用実習室
(佐賀市緑小路1番1号)
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかは問わず、見積もった契約金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加するために必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本支店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。又は誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提出することができる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 入札参加届を提出していること。

3 入札参加資格を得るための申請方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、令和6年10月7日(月)17時まで(2)の部局まで提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館2階）

電話 0952-25-7194 (E-mail: soumujimu@pref.saga.lg.jp)

(3) 申請書様式の入手先

(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」(様式第1号)、「営業概要書」(様式第2号)、当該物品の納入後に発注者の求めに応じて保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供できると確認することができる(確約書(様式第3号)及び対応体制を示すもの)を令和6年10月15日(火)16時までに5の(1)まで持参し、又は郵送(同日時必着)すること。郵送による場合は書留郵便とし、「ネットワーク実習装置一式入札書類在中」と封筒に朱書きすること。

なお、提出した書類について説明や追加資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

また、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」(様式第6号)を書面で提出すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年10月17日(木) 10時00分
イ 場所 佐賀市緑小路1番1号 佐賀県立佐賀工業高等学校 管理棟3階 第3会議室
ウ 入札方法 入札者の直接持参又は郵送による入札

入札書の郵送については、書留郵便とし、令和6年10月16日(水)午後4時55分までに佐賀県立佐賀工業高等学校事務室に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「佐賀工業高等学校ネットワーク実習装置一式入札書在中」と朱書きしてください。

(2) 入札条件書の交付方法

令和6年10月2日(水)から令和6年10月17日(木)まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、同年10月2日(水)から同年10月17日(木)の午前9時から午後1時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)、佐賀県立佐賀工業高等学校事務室において随時交付する。

(3) 入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状の提出をしてください。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち合わせない時は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に佐賀工業高等学校事務室に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの(代理人が入札する場合は委任状を提出すること)

カ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

キ 入札書にアラビア文字を用いていないものを提出した者

ク 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ケ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は、入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で入札者が落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。再度入札は二回（第一回目の入札含め三回を限度）までとし、二回目の再度入札においても落札者がいない場合は、二回目の再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

なお、郵送により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度の入札に参加することはできない。

(6) 詳細は「入札条件書」による

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 代金の支払い方法 適正な請求書を受理してから30日以内。

(9) 問い合わせ先 佐賀県立佐賀工業高等学校 事務室

電話番号 0952-24-4356

メールアドレス sagakougyoukoukou@pref.saga.lg.jp